

**新型コロナウイルス感染症対策の影響により減収または
解雇となった場合には、家賃の減免が受けられます。**

〔町営住宅入居者へのお知らせ〕

新型コロナウイルス感染症対策の影響により収入が減少したり勤務先から解雇されるなど、次のいずれか要件を満たす状況となった入居者は町営住宅の家賃（共益費を除く）の減免が受けられます。

【減免要件】

- ① 令和2年3月以降のいずれかの月の収入（世帯合算）が、令和2年1月又は2月の収入の半分以下（第1分位世帯は7割以下）になったこと。
※ 家賃算定における収入分位が第5分位以上の世帯においては、半減後の月収が15万8千円以下であることが必要です。
- ② 入居者又は同居者が、それまで勤務していた事業所から新型コロナウイルス感染症対策による売上げの減少などにより解雇されたこと。

【減免の額】

- (1) 〔減免要件①〕収入が減少した世帯の場合
 - ◇ 第2分位以上の世帯は、第1分位の家賃へ軽減
 - ◇ 第1分位の世帯は全額免除
 - ◇ 固定家賃の住宅へ入居している世帯の場合は5割軽減
- (2) 〔減免要件②〕解雇された方が居住する世帯は免除

【減免の期間】

令和2年4月以降の月で収入の減少または解雇を証明できる月から、新型コロナウイルス感染症に対する政府の緊急事態宣言が福島県において解除となった日の属する月までの間。（当面は4、5月の家賃が対象）

【申請に必要な書類】

- ☆ 収入の減少がわかる書類（令和2年1月又は2月と収入減少月の給与明細など）
- ☆ 事業所等からの解雇がわかる書類（離職証明書、健康保険の資格喪失証明書など）
- ☆ 入居者名義の預貯金通帳（家賃が還付となる場合に使用します。）

（お問い合わせ：都市建設課 都市整備係 電話 26-9131）